

佐賀県訓令甲第3号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程の一部改正)

第1条 佐賀県消防事務職員制服及び貸与規程(昭和37年佐賀県訓令甲第27号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(着用区分) 第5条 冬服、合服、夏服及び盛夏略衣の着用期間は、次のとおりとする。ただし、 <u>消防防災課長</u> 及び消防学校長(以下「所属長」という。)は、特に必要があるときは、この期間を変更することができる。	(着用区分) 第5条 冬服、合服、夏服及び盛夏略衣の着用期間は、次のとおりとする。ただし、 <u>危機管理防災課長</u> 及び消防学校長(以下「所属長」という。)は、特に必要があるときは、この期間を変更することができる。

別表中「消防防災課長」を「危機管理防災課長」に改める。

(佐賀県文書規程の一部改正)

第2条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、 <u>政策調整監(甲)</u> 及び <u>当該政策調整監(甲)</u> が指揮監督する組織規則第27条の2第1

改正前	改正後
<p><u>並びに調整監からなる組織をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、調整監（調整監からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに推進監（推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）をいう。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長をいう。</p> <p>(11)～(22) （決裁区分の表示）</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、調整監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長（調整監を除く。）専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室</p>	<p><u>項の規定により置かれた職にある者からなる組織、調整監からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、<u>政策調整監(甲)(政策調整監(甲)及び当該政策調整監(甲)が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)</u>、調整監（調整監からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに推進監（推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）をいう。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長及び副隊長をいう。</p> <p>(11)～(22) （決裁区分の表示）</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、<u>政策調整監(甲)専決事項</u>、調整監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、<u>税政総括監専決事項</u>、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長（<u>政策調整監(甲)及び調整監を除く。</u>）専決事項については「丁」、室長専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、<u>運航安全管理監専決事項</u>、団体検査・指導監専決事項、<u>政策調整監</u></p>

改正前	改正後
長専決事項については「 ² 丁」、係長専決事項については「 ³ 丁」の表示をしなければならない。	(乙)専決事項、さがデザイン推進監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び隊長専決事項については「 ² 丁」、係長専決事項及び副隊長専決事項については「 ³ 丁」の表示をしなければならない。

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第3条 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和55年佐賀県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後							
別表第1(第2条、第7条、第8条)						別表第1(第2条、第7条、第8条)							
区分	被貸与者		貸与品			区分	被貸与者		貸与品				
	職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)		職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)		
1・2 略						1・2 略							
3 保健 衛生の 見地か ら被服 類の着 用を要 する職 にある 職員	(1)~(4) 略					3 保健 衛生の 見地か ら被服 類の着 用を要 する職 にある 職員	(1)~(4) 略						
	(5) 衛生 薬業セ ンター に勤務 する職 員	略					(5) 衛生 薬業セ ンター に勤務 する職 員	略					
		ウイ ルス課	白衣	1	1			微生物 物課で	白衣	1	1		
		又は細 菌課で	白ズボン	1	2			研究検 査業務	白ズボン	1	2		
研究検 査業務 又は技 術指導 業務に	夏作業服A (上、下)	1	3	又は技 術指導 業務に 従事す る職員	夏作業服A (上、下)	1	3						
		冬作業服A (上、下)	1	3			冬作業服A (上、下)	1	3				

改正前					改正後					
		(6) 総合 看護学 院に勤 務する 職員	従事する職員							
			略							
			医師	白衣	2	1				
				白ズボン	1	2				
			保健師	白衣	2	1				
				白靴	1	1				
			看護師及び 助産師	看護衣	2	1				
	予防衣	2	1							
	看護帽	1	1							
		白靴	2	1						
		靴下	2	1						
(7) 略										
4～6 略					4～6 略					
注1・注2 略					注1・注2 略					

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 佐賀県職員安全衛生管理規程(平成元年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並び	(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並び

改正前	改正後
<p>に第4条第2項に規定する課及びセンター並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>に第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(甲)及び当該政策調整監(甲)が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第5条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程(平成17年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																										
<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属名</th> <th style="width: 20%;">勤務する場所</th> <th style="width: 60%;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>さが創生推進課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流通・貿易課</td> <td><u>中華人民共和国香港特別行</u></td> <td><u>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			さが創生推進課	略		スポーツ課	略		略			循環型社会推進課	略		流通・貿易課	<u>中華人民共和国香港特別行</u>	<u>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</u>	<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関(以下「所属」という。)の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">所属名</th> <th style="width: 20%;">勤務する場所</th> <th style="width: 60%;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>さが創生推進課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通政策課</td> <td style="text-align: center;"><u>鹿島市</u></td> <td><u>鉄道事業に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			さが創生推進課	略		交通政策課	<u>鹿島市</u>	<u>鉄道事業に関すること。</u>	スポーツ課	略		略			循環型社会推進課	略	
所属名	勤務する場所	担当事務																																									
略																																											
さが創生推進課	略																																										
スポーツ課	略																																										
略																																											
循環型社会推進課	略																																										
流通・貿易課	<u>中華人民共和国香港特別行</u>	<u>現地における海外施策の総合調整及び推進に関すること。</u>																																									
所属名	勤務する場所	担当事務																																									
略																																											
さが創生推進課	略																																										
交通政策課	<u>鹿島市</u>	<u>鉄道事業に関すること。</u>																																									
スポーツ課	略																																										
略																																											
循環型社会推進課	略																																										

改正前		改正後	
	政区		

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第6条 佐賀県本庁決裁等規程(平成28年佐賀県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長をいう。</p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長をいう。</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)・(8)</u> 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 <u>政策調整監(甲)並びに</u>組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長、<u>隊長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた副課長</u>をいう。</p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長及び副隊長並びに<u>組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた係長</u>をいう。</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 政策調整監(甲)</u></p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 副課長(組織規則第27条第1項の規定により置かれた者に限る。)</p> <p>4・5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 副課長</p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 局長が専決することができる事務について、局長が不在のときは、局長があらかじめ指名する副局長又は当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、<u>当該事務を担当する課長</u>がその事務を代決すること</p>	<p>(10) 税政総括監</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p>(13) 副課長(組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者に限る。)</p> <p>4・5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>政策調整監(乙)</u></p> <p>(3) <u>さがデザイン推進監</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>運航安全管理監</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 副課長(組織規則第27条第1項の規定により置かれた者を除く。)</p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 局長が専決することができる事務について、局長が不在のときは、局長があらかじめ指名する副局長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、<u>政策総括監があらかじめ指名する政策調整監</u></p>

改正前	改正後
<p>ができる。</p> <p>8 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、<u>政策課長</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>9～12 略 (課長等の代決者等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民保護・防災対策監が専決することができる事務について、国民保護・防災対策監が不在のときは、<u>消防防災課長</u>がその事務を決裁するものとする。</p>	<p>(甲)がその事務を代決することができる。</p> <p>8 <u>政策調整監(甲)が専決することができる事務について、政策調整監(甲)が不在のときは、当該政策調整監(甲)が指揮監督する政策調整監(乙)、さがデザイン推進監及び副課長のうちから、当該政策調整監(甲)があらかじめ指名する者がその事務を代決することができる。</u></p> <p>9 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、<u>主として政策の調整を総括する政策調整監(甲)又はさがデザイン推進監</u>がその事務を代決することができる。</p> <p>10 <u>税政総括監が専決することができる事務について、税政総括監が不在のときは、税政課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>11～14 略 (課長等の代決者等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>政策調整監(乙)が専決することができる事務について、政策調整監(乙)が不在のときは、当該政策調整監(乙)を指揮監督する政策調整監(甲)がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>4 <u>さがデザイン推進監が専決することができる事務について、さがデザイン推進監が不在のときは、主として政策の調整を総括する政策調整監(甲)がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>5 国民保護・防災対策監が専決することができる事務について、国民保護・防災対策監が不在のときは、<u>危機管理防災課長</u>がその事務を決裁するものとする。</p> <p>6 <u>運航安全管理監が専決することができる事務について、運航安</u></p>

改正前			改正後		
<p>4～6 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>			<p>全管理監が不在のときは、危機管理防災課長がその事務を決裁するものとする。</p> <p>7～9 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の旅行命令に関すること	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監（甲）</u> 、調整監、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の旅行命令に関すること
	略			略	
	推進監	特定政策組織（推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命令に関すること		<u>政策調整監（甲）及び推進監</u>	特定政策組織（ <u>政策調整監（甲）及び当該政策調整監（甲）が指揮監督する第27条の2第1項の規定により置かれた職にある職員からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。</u> ）に所

改正前			改正後		
					属する職員の旅行命令に関すること
時間外勤務の命令に関する事務	略		時間外勤務の命令に関する事務	略	
	推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること		政策調整監(甲)及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監(甲)</u> 、調整監、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること
	略			略	
	推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること		政策調整監(甲)及び推進監	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監(甲)</u> 、調整監、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、企業立地総括	自己の週休日の振替に関すること

改正前			改正後		
	び出納局長			監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	
	略			略	
	推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること		政策調整監(甲)及び推進監	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務代休時間の指定に関する事務	略		時間外勤務代休時間の指定に関する事務	略	
	推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること		政策調整監(甲)及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監(甲)</u> 、調整監、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	自己の休日の代休日の指定に関すること
	略			略	
	推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		政策調整監(甲)及び推進監	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局	自己の宿日直勤務の命令に関すること

改正前			改正後		
する事務	長、理事、副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長		する事務	長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監(甲)</u> 、調整監、さがデザイン総括監、 <u>税政総括監</u> 、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、推進監及び出納局長	
	略			略	
	推進監	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		<u>政策調整監(甲)及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第2(第4条、第5条関係)

事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
1~19 略				
20	事務委任の特別承認に関する事務	略		

別表第2(第4条、第5条関係)

事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
1~19 略				
20	事務委任の特別承認に関する事務	略		
21	<u>会計年度任用職員</u> の任免、 <u>給料月額</u> の決定等			<u>会計年度任用職員</u> の給料月額及び報酬額を決定する

改正前					改正後					
						に関する 事務			こと	定すること
別表第3（第4条、第5条関係）					別表第3（第4条、第5条関係）					
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	
政策課	県政運営の基本方針に関する事務	略			政策部	県政運営の基本方針に関する事務	略			
政策課	県政の重要な計画の作成及び推進に関する事務	略			政策部	県政の重要な計画の作成及び推進に関する事務	略			
政策課	政策評価に関する事務	略			政策部	政策評価に関する事務	略			
政策課	佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事務	略			政策部	佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事務	略			
政策課	知事会に関する事務	略			政策部	知事会に関する事務	略			
政策課	国等への総合的な提案等に関する	略			政策部	国等への総合的な提案等に関する	略			

改正前			改正後			
	事務			事務		
政策課	県議会との連絡に関する事務	略	政策部	県議会との連絡に関する事務	略	
企画課	県の重要施策の企画立案及びその推進に関する事務	略	政策部	県の重要施策の企画立案及びその推進に関する事務	略	
			統計分析課	統計調査に関する事務		1 基幹統計調査の事務に関すること 2 県単独統計調査の実施方針の決定、実施及び調査結果の公表に関すること 3 統計法第24条第1項の規定による統計調査の実施の届出に関すること

改正前				改正後			
							4 <u>各種統計調査員又は統計指導員の任免に関すること</u> 5 <u>統計調査員証又は統計指導員証の交付に関すること</u>
				統計分析課	統計の利活用の推進に関する事務		1 <u>統計データの利活用の推進に関すること</u> 2 <u>統計資料の収集及び加工分析に関すること</u> 3 <u>統計刊行物を編集発行すること</u>
				統計分析課	統計職員の研修に関する事務		1 <u>統計職員研修機関へ派遣する職員を選定すること</u> 2 <u>統計関係</u>

改正前			改正後					
							職員の研修会の開催に関すること	
				統計分析課	統計の指導及び普及に関する事務			1 統計思想の普及に関すること 2 統計図表作成の指導及び展示会の開催に関すること 3 統計関係者に係る受賞予定者の内申に関すること 4 県統計功労者の表彰に関すること
略			略					
危機管理・報道課	危機管理の総合調整に関する事務	略	危機管理防災課	危機管理の総合調整に関する事務	略			
消防	防災の企画	略	危機	防災の企画	略			

改正前			改正後		
防災課	に関する事務		管理防災課	に関する事務	
消防防災課	防災会議に関する事務	略	危機管理防災課	防災会議に関する事務	略
消防防災課	災害対策基本法に関する事務	略	危機管理防災課	災害対策基本法に関する事務	略
消防防災課	自衛隊の災害派遣に関する事務	略	危機管理防災課	自衛隊の災害派遣に関する事務	略
消防防災課	防災行政無線及び防災情報に関する事務	略	危機管理防災課	防災行政無線及び防災情報に関する事務	略
消防防災課	災害救助法の施行に関する事務	略	危機管理防災課	災害救助法の施行に関する事務	略
消防防災課	自衛官の募集等に関する事務	略	危機管理防災課	自衛官の募集等に関する事務	略

改正前			改正後		
消防 防災 課	国民保護法 に関する事 務	略	危機 管理 防災 課	国民保護法 に関する事 務	
消防 防災 課	消防に関す る事務	略	危機 管理 防災 課	消防に関す る事務	略
消防 防災 課	緊急消防援 助隊に関す る事務	略	危機 管理 防災 課	緊急消防援 助隊に関す る事務	略
消防 防災 課	消防功労者 に係る国の 栄典に関す る事務	略	危機 管理 防災 課	消防功労者 に係る国の 栄典に関す る事務	略
消防 防災 課	消防学校に 関する事務	略	危機 管理 防災 課	消防学校に 関する事務	略
消防 防災 課	危険物の規 制に関する 事務	略	危機 管理 防災 課	危険物の規 制に関する 事務	略
消防 防災 課	消防設備士 に関する事 務	略	危機 管理 防災 課	消防設備士 に関する事 務	略

改正前			改正後			
<u>消防 防災 課</u>	火薬類取締 法及び武器 等製造法に 関する事務	略	<u>課</u>			
<u>消防 防災 課</u>	高圧ガス保 安法に關す る事務	略	<u>危機 管理 防災 課</u>	火薬類取締 法及び武器 等製造法に 関する事務	略	
<u>消防 防災 課</u>	電気工事士 法、電気工 事業の業務 の適正化に 関する法律 及びガス事 業法に關す る事務	略	<u>危機 管理 防災 課</u>	高圧ガス保 安法に關す る事務	略	
<u>消防 防災 課</u>	液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に關する法 律に關する 事務	略	<u>危機 管理 防災 課</u>	電気工事士 法、電気工 事業の業務 の適正化に 関する法律 及びガス事 業法に關す る事務	略	
			<u>報道 課</u>	液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に關する法 律に關する 事務	略	
				危機事象に 係る報道対 応に關する		<u>危機事象に 係る報道対 応に關する</u> <u>危機事象に係 る報道対応に 關する事務を</u>

改正前					改正後				
法務 私学 課	公告式に 関する事務	略			法務 私学 課	公告式に 関する事務	略		
略					略				
人事 課	職員の任免、 配置換えそ の他人事に 関する事務	本庁の課長 及びかいの 長並びにこ れらに相当 する職以上 の職にある 職員の任免、 配置換えそ の他人事に 関すること	役付職員 (本庁の課 長及びかい の長並びに これらに相 当する職以 上の職にあ る職員を除 く。)の任 免、配置換 えその他人 事に関する こと	職員(役付職員 を除く。)の 任免、配置換 えその他人事 に関すること	人事 課	職員の任免、 配置換えそ の他人事に 関する事務	本庁の課長 及びかいの 長並びにこ れらに相当 する職以上 の職にある 職員の任免、 配置換えそ の他人事に 関すること	役付職員 (本庁の課 長及びかい の長並びに これらに相 当する職以 上の職にあ る職員を除 く。)の任 免、配置換 えその他人 事に関する こと	職員(役付職員 及び会計年 度任用職員を 除く。)の任 免、配置換え その他人事に 関すること
略					略				
税政 課	市町の税政 一般に關 する事務	略			税政 課	市町の税政 一般に關 する事務	略		
					市町 支援 課	市町その他 地方公共団 体の行財政 一般に關 する事務	1 市町の 名称変更 協議に關 すること 2 市町の	1 市町の 組合の設 立を許可 すること 2 市町の	1 市町に對 する助言、 勸告及び資 料提出の要 求並びに検

改正前				改正後			
						<u>廃置分合及び境界変更の処分に関すること</u> <u>3 市制及び町制施行に関すること</u>	<u>地方交付税の額の決定に関すること</u> <u>3 財政健全化計画等を総務大臣に報告すること</u> <u>2 市町の組合の組織等の変更について許可すること</u> <u>3 市町の財産区の監査等に関すること</u> <u>4 市町職員の研修に関すること</u> <u>5 住民基本台帳に関し報告を求め、又は助言若しくは勧告をすること</u> <u>6 住居表示の実施に関し、勧告、報告の徴収</u>

改正前				改正後			
							<p>又は技術的な援助若しくは助言をすること</p> <p>7 地方行政資料の提出に関すること</p> <p>8 市町の特別交付税に係る説明書の提出に関すること</p> <p>9 市町の地方債の同意等予定額の決定に関すること</p> <p>10 交通安全対策特別交付金に関すること</p>
				市町支援課	市町の土地開発公社に関する事務		<p>市町土地開発公社の設立を認可すること</p> <p>1 市町土地開発公社の検査及び措置要求等に関すること</p> <p>2 市町土地</p>

改正前				改正後			
							<u>開発公社の組織等の変更について認可すること</u> <u>3 市町土地開発公社の業務の運営に関し設立団体に勧告すること</u>
				<u>市町支援課</u>	<u>住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務</u>	<u>住民基本台帳法第30条の38に基づく違反行為者に対する勧告及び命令に関すること</u>	<u>1 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の利用及び提供に関すること</u> <u>2 住民基本台帳ネットワークシステムに係る市町間の事務処理の連絡調整に関すること</u> <u>3 佐賀県住</u>

改正前					改正後				
									民基本台帳 ネットワークシステム 本人確認情報保護審議会に関する こと
					市町 支援 課	市町村職員 共済組合に 関する事務			市町村職員共 済組合の監査 等に関するこ と
資産 活用 課	県有財産の 総括事務	略			資産 活用 課	県有財産の 総括事務	略		
略					略				
資産 活用 課	競争入札参 加資格者に 関する事務	略			資産 活用 課	競争入札参 加資格者に 関する事務	略		
統計 分析 課	統計調査に 関する事務			1 基幹統計 調査の事務 に関するこ と 2 県単独統 計調査の実 施方針の決 定、実施及 び調査結果					

改正前					改正後				
				<u>の公表に関する</u> <u>こと</u> <u>3 統計法第</u> <u>24条第1項</u> <u>の規定によ</u> <u>る統計調査</u> <u>の実施の届</u> <u>出に関する</u> <u>こと</u> <u>4 各種統計</u> <u>調査員又は</u> <u>統計指導員</u> <u>の任免に関</u> <u>すること</u> <u>5 統計調査</u> <u>員証又は統</u> <u>計指導員証</u> <u>の交付に関</u> <u>すること</u>					
統計 分析 課	統計の利活 用の推進に 関する事務			<u>1 統計デー</u> <u>タの利活用</u> <u>の推進に関</u> <u>すること</u> <u>2 統計資料</u> <u>の収集及び</u> <u>加工分析に</u> <u>関すること</u> <u>3 統計刊行</u>					

改正前					改正後				
				物を編集発行すること					
統計 分析 課	統計職員の 研修に関する 事務			<u>1 統計職員 研修機関へ 派遣する職 員を選定す ること</u> <u>2 統計関係 職員の研修 会の開催に 関すること</u>					
統計 分析 課	統計の指導 及び普及に 関する事務			<u>1 統計思想 の普及に関 すること</u> <u>2 統計図表 作成の指導 及び展示会 の開催に関 すること</u> <u>3 統計関係 者に係る受 賞予定者の 内申に関す ること</u> <u>4 県統計功 労者の表彰 に関するこ</u>					

改正前					改正後				
				と					
略					略				
さが 創生 推進 課	移住支援に 関する事務	略			さが 創生 推進 課	移住支援に 関する事務	略		
市町 支援 課	市町その他 地方公共団 体の行財政 一般に關す る事務	1 市町の 名称変更 協議に關 すること	1 市町の 組合の設 立を許可 すること	1 市町に対 する助言、 勸告及び資 料提出の要 求並びに検 査、報告の 徴収、諸届 出の処理又 は告示若し くは報告に 關すること	市町 支援 課	市町その他 地方公共団 体の行財政 一般に關す る事務	1 市町の 組合の設 立を許可 すること	1 市町に対 する助言、 勸告及び資 料提出の要 求並びに検 査、報告の 徴収、諸届 出の処理又 は告示若し くは報告に 關すること	2 市町の組 合の組織等 の変更につ いて許可す ること
		2 市町の 廃置分合 及び境界 変更の処 分に関す ること	2 市町の 地方交付 税の額の 決定に關 すること	2 市町の組 合の組織等 の変更につ いて許可す ること			3 財政健 全化計画 等を総務 大臣に報 告すること	3 市町の財 産区の監査 等に関する こと	
		3 市制及 び町制施 行に關す ること		3 市町の財 産区の監査 等に関する こと				4 市町職員	

改正前					改正後				
				<p>の研修に関する すること</p> <p>5 住民基本 台帳に関し 報告を求め、 又は助言若 しくは勧告 をすること</p> <p>6 住居表示 の実施に関 し、勧告、 報告の徴収 又は技術的 な援助若し しくは助言を すること</p> <p>7 地方行政 資料の提出 に関するこ と</p> <p>8 市町の特 別交付税に 係る説明書 の提出に関 すること</p> <p>9 市町の地 方債の同意 等予定額の</p>					

改正前					改正後				
				<u>決定に関する こと</u> 10 <u>交通安全 対策特別交 付金に関する こと</u>					
市町 支援 課	市町の土地 開発公社に 関する事務		市町土地開 発公社の設 立を認可す ること	1 <u>市町土地 開発公社の 検査及び措 置要求等に 関すること</u> 2 <u>市町土地 開発公社の 組織等の変 更について 認可するこ と</u> 3 <u>市町土地 開発公社の 業務の運営 に関し設立 団体に勧告 すること</u>					
市町 支援 課	住民基本台 帳ネットワ ークシステ ムに関する		住民基本台 帳法第30条 の38に基づ く違反行為	1 <u>住民基本 台帳ネット ワークシス テムに係る</u>					

改正前					改正後		
	事務		者に対する 勸告及び命 令に関する こと	本人確認情 報の利用及 び提供に関 すること 2 住民基本 台帳ネット ワークシス テムに係る 市町間の事 務処理の連 絡調整に関 すること 3 佐賀県住 民基本台帳 ネットワー クシステム 本人確認情 報保護審議 会に関する こと			
市町 支援 課	市町村職員 共済組合に 関する事務			市町村職員共 済組合の監査 等に関するこ と			
国際 課	国際交流に 関する事務	略			国際 課	国際交流に 関する事務	略
略					略		

改正前				改正後			
文化課	フィルムコミッションに関する事務	略		文化課	フィルムコミッションに関する事務	略	
				文化課	佐賀県博物館及び美術館協議会、佐賀県立九州陶磁文化館協議会、佐賀県立名護屋城博物館協議会及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務		佐賀県博物館及び美術館協議会、佐賀県立九州陶磁文化館協議会、佐賀県立名護屋城博物館協議会及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会の委員の任免又は委嘱に関すること
文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務	略		文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務	略	
略				略			
国民スポーツ	国民スポーツ大会及び全国障害者		国民スポーツ大会等の総合的な企画及び	SAGA20	国民スポーツ大会及び全国障害者		SAGA2023の総合的な企画及び調

改正前					改正後				
大会・ 全国 障害 者ス ポー ツ大 会総 務企 画課	スポーツ大 会(以下「国 民スポーツ 大会等」と いう。)の総 合的な企画 及び調整に 関する事務			調整に関する 事務を処理す ること	<u>23</u> 総務 企画 課	スポーツ大 会(以下「S AGA20 23」とい う。)の総合 的な企画及 び調整に関 する事務			整に関する事 務を処理する こと
国民 スポ ーツ 大 会・ 全国 障害 者ス ポー ツ大 会総 務企 画課	国民スポー ツ大会等の 広報、県民 運動、募金 及び企業協 賛に関する 事務			国民スポーツ 大会等の広報、 県民運動、募金 及び企業協賛 に関する事務 を処理すること	S A G A 2 0 2 3 総務 企画 課	S A G A 2 0 2 3 の広 報、県民運 動、募金及 び企業協賛 に関する事 務			S A G A 2 0 2 3 の広報、 県民運動、募 金及び企業協 賛に関する事 務を処理する こと
国民 スポ ーツ 大	全国障害者 スポーツ大 会の競技会 等の運営に	略			S A G A 2 0 2 3	全国障害者 スポーツ大 会の競技会 等の運営に	略		

改正前				改正後			
会・ 全国 障害 者ス ポー ツ大 会総 務企 画課	関する事務			総務 企画 課	関する事務		
国民 スポ ーツ 大会・ 全国 障害 者ス ポー ツ大 会競 技式 典課	国民スポ ーツ大会の競 技会等の運 営に関する 事務	略		S A G A 2 0 2 3 競技 式典 課	国民スポ ーツ大会の競 技会等の運 営に関する 事務	略	
国民 スポ ーツ 大会・	国民スポ ーツ大会等の 式典に関す る事務		国民スポ ーツ 大会等の式典 に関する事務 を処理するこ と	S A G A 2 0 2 3 競技	S A G A 2 0 2 3 の式 典に関する 事務		S A G A 2 0 2 3 の式典に 関する事務を 処理すること

改正前					改正後				
全国 障害 者ス ポー ツ大 会競 技式 典課					式典 課				
国民 スポ ーツ 大 会・ 全国 障害 者ス ポー ツ大 会競 技式 典課	国民スポ ーツ大会等の 施設に關する事務			国民スポーツ 大会等の施設 に關する事務 を処理すること	S A G A 2 0 2 3 施設 調整 課	S A G A 2 0 2 3の施 設に關する 事務			S A G A 2 0 2 3の施設に 關する事務を 処理すること
国民 スポ ーツ 大 会・ 全国	国民スポ ーツ大会等の 輸送、交通、 宿泊、医事、 衛生、警備 及び消防に			国民スポーツ 大会等の輸送、 交通、宿泊、医 事、衛生、警備 及び消防に關 する事務を処	S A G A 2 0 2 3 施設 調整 課	S A G A 2 0 2 3の輸 送、交通、宿 泊、医事、衛 生、警備及 び消防に關			S A G A 2 0 2 3の輸送、 交通、宿泊、 医事、衛生、 警備及び消防 に關する事務

改正前					改正後				
障害者スポーツ大会競技式典課	関する事務			理すること	課	する事務			を処理すること
略					略				
まなび課	佐賀県少年自然の家に関する事務	略			まなび課	佐賀県少年自然の家に関する事務	略		
まなび課					まなび課	図書館協議会の委員の任免又は委嘱に関する事務		図書館協議会の委員の任免又は委嘱に関すること	
人権・同和対策課	人権施策に関する事務	略			人権・同和対策課	人権施策に関する事務	略		
略					略				
くらしの安全安心課	地域安全対策に関する事務	略			くらしの安全安心課	地域安全対策に関する事務	略		

改正前					改正後				
					くらしの安全安心課	犯罪被害者等支援に関する事務	犯罪被害者等支援の基本方針に関すること	犯罪被害者等支援推進計画の決定に関すること	1 犯罪被害者等支援に係る施策の総合調整に関すること 2 犯罪被害者等支援推進計画の実施に関すること
環境課	環境保全施策に関する事務	略			環境課	環境保全施策に関する事務	略		
環境課	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に関する事務		1・2 略	1・2 略	環境課	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に関する事務		1・2 略	1・2 略 3 法第20条の規定による体験の機会の場の認定に関すること 4 法第20条の6の規定による体験の機会の場の認定の取消しに関すること

改正前					改正後				
略					略				
環境課	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関する事務			1～4 略 5 第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者及び第1種フロン類引渡受託者に対する勧告及び措置命令に関すること	環境課	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関する事務			1～4 略 5 第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者及び第1種特定製品引取等実施者に対する勧告及び措置命令に関すること
略					略				
循環型社会推進課	使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事務	略			循環型社会推進課	使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事務	略		
					循環型社会推進課	佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発	特定事業の許可の取消し等に関すること	1 特定事業の許可に関すること 2 特定事業に係る報告	

改正前				改正後				
					<u>生の防止に関する条例に関する事務</u>			<u>の徴収及び立入検査に関すること</u> <u>3 土砂等の汚染や崩落等の災害防止のための措置命令等に関すること</u> <u>4 土地所有者等に対する勧告に関すること</u>
福祉課	社会福祉統計調査に関する事務	略		福祉課	社会福祉統計調査に関する事務	略		
略				略				
医務課	死体解剖保存法に関する事務	略		医務課	死体解剖保存法に関する事務	略		
				医務課	<u>医師法に関する事務</u>			<u>1 医師の免許に関すること</u> <u>2 臨床研修病院の指定、指定の取消</u>

改正前					改正後				
									し及び定員に関すること
									3 <u>臨床研修病院の管理者又は開設者に対し報告を求め、又は指示をすること</u>
医務課	医師法及び歯科医師法に関する事務			医師及び歯科医師の免許に関すること	医務課	歯科医師法に関する事務			歯科医師の免許に関すること
略					略				
健康増進課	栄養改善及び指導に関する事務			1 <u>特別用途食品の表示許可申請の進達及び許可証の交付に関すること</u> 2 ~ 5 略	健康増進課	栄養改善及び指導に関する事務			1 ~ 4 略
					健康増進課	受動喫煙対策に関する事務			1 <u>受動喫煙対策違反の公表に関すること</u>

改正前					改正後				
									2 <u>受動喫煙対策違反に対する過料処分に関すること</u>
健康増進課	難病対策に関する事務	略			健康増進課	難病対策に関する事務	略		
略					略				
薬務課	毒物及び劇物取締法に関する事務		1 <u>毒物及び劇物製造業の知事登録の取消しに関すること</u> 2 <u>毒物及び劇物の販売業の登録の取消し、販売の業務の停止命令及び取扱責任者の変更命令に関する</u>	1 <u>毒物及び劇物製造業の知事登録に関すること</u> 2 <u>毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録の進達に関すること</u> 3 <u>毒物及び劇物の販売業の登録に関すること</u> 4 <u>略</u> 5 <u>特定毒物</u>	薬務課	毒物及び劇物取締法に関する事務		毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の取消し、業務の停止命令及び取扱責任者の変更命令に関すること	1 <u>毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録に関すること</u> 2 <u>略</u> 3 <u>特定毒物</u>

改正前					改正後				
			ること	<p>の使用者及び防除指導員を指定すること</p> <p>6 毒物及び劇物販売業者の設備の改善を命ずること</p> <p>7 ~ 9 略</p>					<p>の使用者及び実地指導員を指定すること</p> <p>4 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業者の設備の改善を命ずること</p> <p>5 ~ 7 略</p>
略					略				
薬務課	覚せい剤取締法に関する事務		覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定の取消し及び業務又は研究の停止命令に関すること	<p>1 覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者及び覚せい剤原料研究者の指定に関すること</p> <p>2 覚せい剤及び覚せい剤原料の製造業者指定</p>	薬務課	覚醒剤取締法に関する事務		覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定の取消し及び業務又は研究の停止命令に関すること	<p>1 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者の指定に関すること</p> <p>2 覚醒剤及び覚醒剤原料の製造業者指定申請</p>

改正前					改正後				
				申請を進達すること 3 <u>覚せい剤</u> 製造業者及び覚せい剤原料製造業者の指定の取消し及び業務等の停止についての意見を具申すること 4 略 5 <u>覚せい剤</u> 譲渡証及び覚せい剤譲受証を交付すること 6 <u>違法覚せい剤を処分</u> すること					を進達すること 3 <u>覚醒剤</u> 製造業者及び <u>覚醒剤</u> 原料製造業者の指定の取消し及び業務等の停止についての意見を具申すること 4 略
略					略				
こども家庭課	母体保護に関する事務	略			こども家庭課	母体保護に関する事務	略		
<u>産業企画</u>	<u>産業振興に係る施策に</u>		<u>産業振興に係る施策の</u>	<u>産業振興に係る施策の実施</u>	<u>産業政策</u>	<u>産業振興に係る施策に</u>		<u>産業振興に係る施策の</u>	<u>産業振興に係る施策の実施</u>

改正前					改正後				
課	関すること		実施方針及び実施計画に関すること	関すること	課	関すること		実施方針及び実施計画に関すること	関すること
産業企画課	起業化支援に関する事務			起業化支援に係る事務を処理すること	産業政策課	中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策に関する事務		中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策の実施方針及び実施計画に関すること	中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策の実施に関すること
産業企画課	中小企業の経営革新に関する事務		中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく事業環境整備構想の策定に関すること	1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の承認、変更承認及び承認の取消しに関すること 2 その他法に基づく経営革新に係る事務に関すること	産業政策課	中小企業団体の組織に関する事務			1 知事の所轄に係る事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合（以下この項において「中小企業等協同組合」という。）、中小企業団体
産業企画課	中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興			中小企業の情報化及び情報産業の振興に係る事務を処					

改正前					改正後					
	に関する事務			理すること						
産業 企画 課	佐賀県地域 産業支援セ ンターに関 する事務			佐賀県地域産 業支援センタ ーの管理及び 運営に関する こと						中央会、協 業組合、商 工組合並び に商工組合 連合会の設 立の認可、 定款変更の 認可、解散 登記の嘱託 及び組合員 による総会 招集の承認 をすること
経営 支援 課	中小企業の 経営支援及 び商業・サ ービス業に 係る施策に 関する事務		中小企業の 経営支援及 び商業・サ ービス業に 係る施策の 実施方針及 び実施計画 に関するこ と	中小企業の経 営支援及び商 業・サービス業 に係る施策の 実施に関する こと						2 知事の所 轄に係る中 小企業等協 同組合、中 小企業団体 中央会、協 業組合、商 工組合及び 商工組合連 合会の役員 変更届出、 解散届出、 決算関係書 類、不服の 申出及び検
経営 支援 課	信用保証協 会に関する 事務	信用保証協 会の役員の 選任に関する こと		1 信用保証 協会の業務 方法書の変 更を認可す ること 2 信用保証 協会の業務 及び財産の 状況、書類 帳簿その他 の物件の検 査を行うこ						

改正前					改正後				
				と 3 信用保証 協会から報 告を徴収し、 及び諸届出 を受理する こと					査の請求の 受理をする こと 3 知事の所 轄に係る中 小企業等協 同組合、協 業組合、商 工組合及び 商工組合連 合会の合併 の認可をす ること 4 知事の所 轄に係る中 小企業等協 同組合、中 小企業団体 中央会、協 業組合、商 工組合及び 商工組合連 合会の解散 命令をする こと 5 知事の所 轄に係る中 小企業等協
経営 支援 課	貸金業法に 関する事務			1 貸金業者 の登録に関 すること 2 貸金業者 の登録の取 消し及び業 務の停止処 分に関する こと 3 貸金業者 に対して業 務に関し報 告をさせ、 及び帳簿、 書類その他 業務に関係 のある物件 の立入検査 を行うこと					
経営 支援	中小企業金 融に関する			県制度金融に 係る損失補償					

改正前				改正後						
課	事務			に関すること						
経営 支援 課	小規模企業 者等設備導 入資金及び 中小企業高 度化資金に 関する事務			<u>1 中小企業 高度化資金 の貸付けに 関すること</u> <u>2 小規模企 業者等設備 導入資金の 貸付けに関 すること</u> <u>3 小規模企 業者等設備 導入資金に 係る損失補 償に関する こと</u> <u>4 中小企業 の経営につ いての診断 及び助言に 関すること</u>						<u>同組合、中 小企業団体 中央会、協 業組合、商 工組合並び に商工組合 連合会の業 務及び会計 状況の検査、報告の 徴収、業務 改善命令並 びに組合員 からの不服 の申出に関 する必要な 措置をする こと</u> <u>6 知事の所 轄に係る事 業協同組合、 事業協同小 組合、協同 組合連合会、 商工組合及 び商工組合 連合会の組 合員以外の</u>
経営 支援 課	割賦販売法 に関する事 務			前払式割賦販 売業者、前払式 特定取引業者 等に対して営 業に関し報告 をさせ、及び帳 簿書類その他						

改正前					改正後				
				の物件の立入 検査を行うこと					
経営 支援 課	中小企業団 体の組織に 関する事務			1 知事の所 轄に係る事業協同組合、 事業協同小 組合、協同 組合連合会 及び企業組 合（以下こ の項において 「中小企業 等協同組合」 という。）、 中小企業団 体中央会、 協業組合、 商工組合並 びに商工組 合連合会の 設立の認可、 定款変更の 認可、解散登 記の嘱託及 び組合員に よる総会招 集の承認を					者の組合事 業の利用の 特例の認可 及び認可の 取消しをす ること 7 知事の所 轄に係る事 業協同組 合、事業協 同小組合若 しくは企業 組合から協 業組合への 組織変更、 商工組合か ら事業協同 組合への組 織変更又は 事業協同組 合から商工 組合への組 織変更の認 可及び届出 の受理をす ること 8 知事の所 轄に係る事

改正前					改正後				
				<p><u>すること</u></p> <p>2 <u>知事の所轄に係る中小企業等協同組合、中小企業団体中央会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会の役員変更届出、解散届出、決算関係書類、不服の申出及び検査の請求の受理をすること</u></p> <p>3 <u>知事の所轄に係る中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会の合併の認可をす</u></p>					<p><u>業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会の団体協約締結に関するあっせん及び調停をすること</u></p> <p>9 <u>知事の所轄に係る火災共済事業を行う事業協同組合（以下この項において「火災等共済協同組合」という。）の事業方法書、普通共済約款、共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定</u></p>

改正前					改正後				
				<p>ること</p> <p>4 知事の所轄に係る中小企業等協同組合、中小企業団体中央会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会の解散命令をすること</p> <p>5 知事の所轄に係る中小企業等協同組合、中小企業団体中央会、協業組合、商工組合並びに商工組合連合会の業務及び会計状況の検査、報告の徴収、業務改善命令並びに組</p>					<p>めた事項の変更の認可並びに成立の届出の受理をすること</p> <p>10 知事の所轄に係る協業組合の事業転換の認可をすること</p> <p>11 知事の所轄に係る商工組合の特別の地区の承認をすること</p> <p>12 知事の所轄に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合から会社への組織変更の届出の受理をすること</p>

改正前					改正後				
				<p><u>会員からの不服の申出に関する必要な措置をすること</u></p> <p>6 <u>知事の所轄に係る事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会の組合員以外の者の組合事業の利用の特例の認可及び認可の取消しをすること</u></p> <p>7 <u>知事の所轄に係る事業協同組合、事業協同小組合若しくは企業組合から協業組</u></p>					<p>13 <u>知事の所轄に係る責任共済等を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会の共済規程の認可、変更認可若しくは廃止認可、余裕金の運用の制限の緩和の認可、業務状況等の検査若しくは常例検査、監督上、業務停止若しくは役員改選の命令又は共済規程の認可の取消しをすること</u></p> <p>14 <u>知事の所轄に係る責任共済等を</u></p>

改正前					改正後				
				<p>合への組織変更、商工組合から事業協同組合への組織変更又は事業協同組合から商工組合への組織変更の認可及び届出の受理をすること</p> <p>8 知事の所轄に係る事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会の団体協約締結に関するあっせん及び調停をすること</p> <p>9 知事の所轄に係る火災共済事業を行う事業</p>					<p>行う事業協同組合、協同組合連合会又は火災等共済協同組合の解散の認可をすること</p>
					産業政策課	信用保証協会に関する事務	信用保証協会の役員を選任に関すること		<p>1 信用保証協会の業務方法書の変更を認可すること</p> <p>2 信用保証協会の業務及び財産の状況、書類帳簿その他の物件の検査を行うこと</p> <p>3 信用保証協会から報告を徴収し、及び諸届出を受理すること</p>
					産業	貸金業法に			1 貸金業者

改正前					改正後				
				<u>協同組合(以下この項において「火災等共済協同組合」という。)の事業方法書、普通共済約款、共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更の認可並びに成立の届出の受理をすること</u> 10 <u>知事の所轄に係る協業組合の事業転換の認可をすること</u> 11 <u>知事の所轄に係る商工組合の特</u>	<u>政策課</u>	<u>関する事務</u>			<u>の登録に関する</u> <u>こと</u> 2 <u>貸金業者の登録の取消し及び業務の停止処分に関する</u> <u>こと</u> 3 <u>貸金業者に対して業務に関し報告をさせ、及び帳簿、書類その他業務に係のある物件の立入検査を行うこと</u>
					<u>産業政策課</u>	<u>中小企業金融に関する</u> <u>事務</u>			<u>県制度金融に係る損失補償に関する</u> <u>こと</u>
					<u>産業政策課</u>	<u>小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関する</u> <u>事務</u>			1 <u>中小企業高度化資金の貸付けに関する</u> <u>こと</u> 2 <u>小規模企業者等設備導入資金の</u>

改正前					改正後				
				<p><u>別の地区の承認をすること</u></p> <p>12 <u>知事の所轄に係る事業協同組合、企業組合及び協業組合から会社への組織変更の届出の受理をすること</u></p> <p>13 <u>知事の所轄に係る責任共済等を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会の共済規程の認可、変更認可若しくは廃止認可、余裕金の運用の制限の緩和の認可、業務状況等</u></p>					<p><u>貸付けに関するすること</u></p> <p>3 <u>小規模企業等設備導入資金に係る損失補償に関すること</u></p> <p>4 <u>中小企業の経営についての診断及び助言に関すること</u></p>
					産業政策課	<u>割賦販売法に関する事務</u>			<p>前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者等に対して営業に関し報告をさせ、及び帳簿書類その他の物件の立入検査を行うこと</p>
					産業政策課	<u>中小企業の経営革新に関する事務</u>	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく		<p>1 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく</u></p>

改正前					改正後				
				<u>の検査若しくは常例検査、監督上、業務停止若しくは役員改選の命令又は共済規程の認可の取消しをすること</u> 14 知事の所轄に係る責任共済等を行う事業協同組合、協同組合連合会又は火災等共済協同組合の解散の認可をすること				<u>事業環境整備構想の策定に関すること</u>	<u>く経営革新計画の承認、変更承認及び承認の取消しに関すること</u> 2 その他法に基づく経営革新に係る事務に関すること
				14 知事の所轄に係る責任共済等を行う事業協同組合、協同組合連合会又は火災等共済協同組合の解散の認可をすること	産業政策課	小売商業調整特別措置法に関する事務			1 法に基づく <u>くあっせん又は調停、調整勧告、一時停止勧告、調整命令、勧告及び措置命令に関すること</u> 2 法に基づく <u>く報告の徴収及び立入検査に関すること</u>
経営支援課	大規模小売店舗立地法に関する事務			1 法に基づく <u>く意見に関すること</u> 2 法に基づく <u>く勧告及び公表に関すること</u>					1 法に基づく <u>く意見に關</u>
					産業政策	大規模小売店舗立地法			1 法に基づく <u>く意見に關</u>

改正前					改正後				
				<u>3 法に基づく届出等の受理及び報告の徴収に関すること</u> <u>4 大規模小売店舗立地審議会の事務に関すること</u>	課	に関する事務			<u>すること</u> <u>2 法に基づく勧告及び公表に関すること</u> <u>3 法に基づく届出等の受理及び報告の徴収に関すること</u> <u>4 大規模小売店舗立地審議会の事務に関すること</u>
経営支援課	小売商業調整特別措置法に関する事務			<u>1 法に基づくあっせん又は調停、調整勧告、一時停止勧告、調整命令、勧告及び措置命令に関すること</u> <u>2 法に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること</u>	産業政策課	佐賀県地域産業支援センターに関する事務			佐賀県地域産業支援センターの管理及び運営に関すること
					産業政策課	中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関する事務			中小企業の情報化及び情報産業の振興に係る事務を処理すること
					産業政策	起業化支援に関する事			起業化支援に係る事務を処

改正前					改正後				
					課	務			理すること
ものづくり産業課	ものづくり施策に関する事務	略			ものづくり産業課	ものづくり施策に関する事務	略		
略					略				
生産者支援課	農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務		<p>1 略</p> <p>2 農業協同組合中央会の業務及び会計について監督上必要な指示をすること</p> <p>3 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人からの報告の徴収又</p>	<p>1～7 略</p> <p>8 農業協同組合中央会の監査実施計画の策定及びその重要な変更について意見を述べること</p> <p>9 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人から業務報告を徴し、及び資料の提出を命ず</p>	生産者支援課	農林水産業協同組合その他の関係団体に関する事務		<p>1 略</p> <p>2 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人からの報告の徴収又は検査の結果に基づい</p>	<p>1～7 略</p> <p>8 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人から業務報告を徴し、及び資料の提出を命ずること</p>

改正前					改正後				
			<p>は検査の結果に基づいて是正措置を命じ、及びこれに従わないときに業務の停止又は役員の変更を命ずること</p> <p><u>4・5</u> 略</p> <p><u>6</u> 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の決議、選挙又は当選を取り消すこと</p> <p><u>7~16</u> 略</p>	<p>ること</p> <p><u>10</u> 農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会の業務及び会計の状況について検査を行うこと(常例検査を除く。)</p> <p><u>11~36</u> 略</p>				<p>て是正措置を命じ、及びこれに従わないときに業務の停止又は役員の変更を命ずること</p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5</u> 農業協同組合及び農業協同組合連合会の決議、選挙又は当選を取り消すこと</p> <p><u>6~15</u> 略</p>	<p><u>9</u> 農業協同組合連合会の業務及び会計の状況について検査を行うこと(常例検査を除く。)</p> <p><u>10~35</u> 略</p>
略					略				

改正前			改正後				
農産課	農産物検査に関する事務(流通・通商課の分掌する事務に関する部分を除く。)	略	農産課	農産物検査に関する事務(流通・貿易課の分掌する事務に関する部分を除く。)	略		
略			略				
農山漁村課	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事務	略	農山漁村課	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事務	略		
			農山漁村課	棚田地域振興法に関する事務			1 棚田地域振興法に基づく県計画の策定に関すること 2 棚田地域振興法に係る事務処理に関すること
農山漁村課	海岸に関する事務(農林水産省所管の部分に	略	農山漁村課	海岸に関する事務(農林水産省所管の部分に	略		

改正前					改正後				
	限る。)					限る。)			
略					略				
林業課 林業課	林業・木材 産業構造改 革事業に関 する事務	略			林業課 林業課	林業・木材 産業構造改 革事業に関 する事務	略		
略					略				
下水道課	浄化槽に関 する事務		浄化槽法第 57条に規定 する検査機 関の指定に 関すること	1 略 2 略	下水道課	浄化槽に関 する事務		浄化槽法第 57条に規定 する検査機 関の指定に 関すること	1 略 2 浄化槽法 第12条の4 第2項に規 定する浄化 槽処理促進 区域の指定 の協議に関 すること 3 略
略					略				

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。